

○明和町川俣駅自由通路設置及び管理条例施行規則

平成27年12月16日

規則第12号

改正 平成29年1月17日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、明和町川俣駅自由通路設置及び管理条例（平成27年明和町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為許可の申請等)

第2条 条例第8条第1項に規定する許可申請は、明和町川俣駅自由通路行為許可申請書（様式第1号）によるものとする。同条第3項に規定する許可の変更に係る申請についても、同様とする。

2 町長は、前項の申請書のほかに、次に掲げる各号の書類の提出を求めることができる。

- (1) 位置図及び配置図
- (2) 形状、寸法、数量（面積、延長）等が分かる図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、許可行為等に係る図書等

(行為の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その可否を決定し、使用の許可をするときは明和町川俣駅自由通路行為許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を、使用の許可をしないときは明和町川俣駅自由通路行為不許可通知書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

2 町長は、自由通路の壁面に設置した広告板に掲示するポスターが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ポスターの掲示を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるもの
- (2) 美観を損ねるおそれがあるもの

(3) その他不相当と認めるもの

(行為の廃止)

第4条 条例第9条の規定による届出書は、明和町川俣駅自由通路行為廃止届出書(様式第4号)による。

(許可の行為の取消し等)

第5条 町長は、条例第10条の規定により許可の条件を変更し、若しくは許可を停止し、又は許可を取り消したときは、明和町川俣駅自由通路行為許可取消等通知書(様式第5号)により、行為の許可を受けたものに通知する。

(広告板の使用料の納付)

第6条 条例第11条の規定による使用料は、使用の許可を受けた後、速やかに納付しなければならない。

(広告板の使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により町長が使用料を還付することができる場合及び還付の額は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者の責めによらない理由で広告板を使用することができなくなった場合使用料の額に広告板を使用することができなくなった期間の日数を使用の許可に係る期間の日数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 使用開始日の前日までに使用の許可を受けた者が広告板の使用を取り消した場合 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合 町長が定める額

(広告板の使用料の減額又は免除)

第8条 条例第12条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 町その他官公署が行政目的のために行う事業の広告物を掲示する場合
免除

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合減額又は免除
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月17日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

明和町川俣駅自由通路行為(変更)許可申請書

年 月 日

明和町長 あて

住所
申請者 氏名 印
担当者
連絡先

明和町川俣駅自由通路の行為の(変更)許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (許可書番号 第 号)
2 行為の内容	
3 行為の目的	
4 行為の期間及び時間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
5 行為の場所	
6 行為の責任者	住所 氏名 (電話)
7 使用料(ポスター掲示)	円 (内訳1月あたり5,000円× 月× 区画数= 円)
8 その他必要な事項	

備考

- 1 申請者が法人の場合には、「住所」の欄は主たる事務所又は事業所の所在地、「氏名」の欄は名称及び代表者の氏名、「担当者」の欄は所属及び氏名を記載する。
- 2 申請の種類欄の□は、該当事項をチェックする。
- 3 使用期間及び時間の欄に内容が記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付する。
- 4 町長が必要と認めるときは、次の書類を添付すること。
 - (1) 位置図及び配置図
 - (2) 形状、寸法、数量(面積、延長)等がわかる図面
 - (3) その他許可行為等に係る図書等(ポスターの掲示の場合は、必ず添付すること。)

様式第2号(第3条関係)

明和町川俣駅自由通路行為(変更)許可書

第 号
年 月 日

様

明和町長 印

年 月 日付けで申請のありました明和町川俣駅自由通路の行為については、次のとおり許可する。

1 申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(許可書番号 第 号)
2 行為の内容	
3 行為の目的	
4 行為の期間及び時間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
5 行為の場所	
6 行為の責任者	住所 氏名 (電話)
7 許可条件	
8 使用料(ポスター掲示)	円 (内訳1月あたり5,000円× 月× 区画数= 円)
9 備考	

様式第3号(第3条関係)

明和町川俣駅自由通路行為不許可通知書

年 月 日

様

明和町長

印

年 月 日付けで申請のありました明和町川俣駅自由通路の行為については、次の理由により許可することができませんので通知します。

不許可の理由	
--------	--

様式第4号(第4条関係)

明和町川俣駅自由通路行為廃止届出書

年 月 日

明和町長 あて

住所
申請者 氏名 印
担当者
連絡先

年 月 日付けで明和町川俣駅自由通路行為許可書により許可を受けた自由通路の行為について、廃止したいので届出します。

1 許可書番号	許可書番号 第 号
2 行為の内容	
3 行為の目的	
4 行為の期間及び時間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
5 廃止年月日	
6 廃止の理由	

備考

- 1 申請者が法人の場合には、「住所」の欄は主たる事務所又は事業所の所在地、「氏名」の欄は名称及び代表者の氏名、「担当者」の欄は所属及び氏名を記載する。
- 2 明和町川俣駅自由通路行為許可書を添えて提出する。

様式第5号(第5条関係)

明和町川俣駅自由通路行為許可取消等通知書

年 月 日

様

明和町長

印

年 月 日付けで明和町川俣駅自由通路行為許可書により許可した明和町川俣駅自由通路の行為については、下記のとおり決定したので通知します。

決 定 の 種 類	<input type="checkbox"/> 許可に係る条件の変更 <input type="checkbox"/> 許可の停止 <input type="checkbox"/> 許可の取消し	
許 可 書 番 号		
許 可 の 条 件 の 変 更	変 更 決 定 年 月 日	年 月 日
	変 更 の 内 容	
許 可 の 停 止	停 止 決 定 年 月 日	年 月 日
	停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 の 取 消 し	取 消 決 定 年 月 日	年 月 日
理 由		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)